

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第8号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成17年鴨川市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表1文化体育館の表備考第6号中「本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）」を「本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表2野球場の表備考第2号、別表3ソフトボール場の表備考第2号、別表4投手練習場の表備考第2号、別表5陸上競技場の表備考第2号、別表6サッカー場の表備考第3号及び別表7交流棟の表備考第2号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市総合運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。